

「歴史的課題への挑戦と未来への躍進」の  
実現に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

### Ⅲ 地方自治の確立

# ■地方自主権の確立



## 1 地方分権改革の着実な推進



要望先：内閣府等各府省庁  
県担当課：企画総務課

### ◆提案・要望

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。
- (3) 国の補充的な指示は、第33次地方制度調査会における慎重意見や地方が示している提言等に留意し、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (4) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (5) 地方の自由度を高めるために、今後は、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。
- (6) 計画等の策定においては、「ナビゲーション・ガイド」や「経済財政運営と改革の基本方針2024」に従い、実効性を持つように運用すること。また、必要性の低下が見られる計画の統廃合や政策立案・法案作成時の遵守状況の内閣府への報告など、地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (7) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (8) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (9) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等の見直しは不十分であり、道半ばである。

#### <国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- ・ 地方自治法第1条の2第2項において、国は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担しなければならないとしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方の役割分担等について検討した第33次地方制度調査会答申に基づき改正された地方自治法には、国の補足的な指示権が規定された。
- ・ 全国知事会は、国の補足的な指示について、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、安易に行使されることのないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求めている。

#### <義務付け・枠付けの見直し>

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 特に、近年、法令上は努力義務規定や「できる」規定であるものの、計画策定が国庫補助金交付等の要件とされるなど、財政的インセンティブを絡めるケースも見受けられる。
- ・ 令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること、その上で、計画によらざるを得ないと考えられる場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めること、さらに既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表することなどの原則が示された。
- ・ 今後、これらの原則が実効性を持つように運用されるとともに、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な更なる取組が期待されることである。

#### <「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和6年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で86.0%（257件のうち221件）、本県では87.5%（16件のうち14件）である。
- ・ 一方で、本県が求めた内容に応えない形で「実現・対応」と整理されるなど、地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も一定数あり、特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多いが、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・ 「関係行政機関に対する調査・照会権限の規定を建設業法に追加する」令和3年本県提案について、関係行政機関から必要な情報が回答されない事例を示したにもかかわらず、「現行制度でも関係行政機関等への調査を行うことができる」と整理され、関係府省との調整がなされなかった。

## 2 道州制の議論



要望先 : 内閣官房  
県担当課 : 企画総務課

### ◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分に踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」、「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

### 3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先 : 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省  
県担当課 : 行政・デジタル改革課

#### ◆提案・要望

特区を規制改革の突破口とし、あらゆる分野への多彩な提案を経済成長のエンジンとしていくため、地方自治体にとって使いやすく、実効性を伴う特区制度に改良しながら強力に推進すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 特区制度は時代の要請に応じて変遷を重ねており、当初は幅広い分野で提案が採択されたが、近年はスーパーシティ、デジタル田園都市など国主導プロジェクトに直結する高度な事業に採択が限定されている。
- ・ それ以外の提案の取扱いは、各府省庁による検討結果がホームページで公表されるのみであり、「規制の撤廃は困難」という回答結果も目立つ。特区提案に対するモチベーションを低下させないためにも、制度の再設計や運用の改善が求められる。

## 4 地域手当の支給割合において生じている格差の是正【新規】



要望先：総務省  
県担当課：市町村課

### ◆提案・要望

人事院勧告において示された地域手当の新たな級地区分と支給割合について、県内市町村と東京都内の市区町村との間の支給割合の格差の是正に向けて、隣接する市区町村間の住民の平均所得と見合った制度とするなど、地域の実情を踏まえた適切な措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方公務員の給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情」を考慮することとする、いわゆる「均衡の原則」が地方公務員法に規定されており、国家公務員の取扱いと異なる団体については、総務省から適正化に向けた助言を受けている。
- ・ 国家公務員の給与に関して、令和6年人事院勧告では、地域手当に係る級地区分について、都道府県単位での大きくくり化を図ったが、これによれば、本県内で地域手当の支給割合が引下げとなる団体数は63市町村中41団体（さいたま市を含む。）に達する。
- ・ これまで東京都内の市区町村と本県内の市町村との間では支給割合の格差が存在していたが、同勧告の級地区分と支給割合がそのまま地方公務員に適用された場合、例えば本県の南部に位置する川口市、戸田市などの支給割合が4%に引き下げられる一方で、東京都の特別区の支給割合が20%、島しょ部を含む都内の市町村の支給割合が16%と高い水準に留まることから、特に東京都と本県との境界に近い団体においてその格差が一層拡大する。
- ・ 人事院勧告や総務省の検討会（社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会）が人材確保の必要性を強調する一方で、東京都近郊の本県内市町村では今後、人材確保が一層困難となるおそれがある。
- ・ 住民の平均所得と級地区分の関係で見ると、川口市など県内の一部市では隣接する東京都の区市と比べ平均所得で同等若しくは上回っているにもかかわらず級地区分が低い状況であり、逆転現象が生じている。

◆参考

○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村の変動）



○令和6年人事院勧告に基づく地域手当支給割合（県内市町村と東京都との比較）



## 5 住民訴訟（政務活動費の不当利得返還請求）に係る裁判費用の会派への請求【新規】



要望先：総務省

県担当課：議会事務局総務課※

### ◆提案・要望

政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟において敗訴した場合に、返還対象とされた会派に対し、裁判費用の請求を行えるようにすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づく「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」により、知事が会派に対し交付している。
- ・ 同条例において、政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として条例別表に定める経費に充てることができると定められている。
- ・ 知事は、議長から会派結成通知を受けて、交付決定し、会派の代表者から政務活動費の請求を受け、交付するものとされている。
- ・ 会派の代表者は政務活動費に係る収支報告書等を議長に提出すること、残余がある場合、返還しなければならないとされている。
- ・ 一方で、普通地方公共団体の住民が、政務活動費の交付を受けた会派が本来の用途や目的に反する支出をしたと考える場合、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟を提起することができる。
- ・ 住民訴訟は執行機関又は職員を被告として提起することとされており、訴訟を提起された場合、県予算で裁判費用を拠出しているが、訴訟においては、対象となった会派が政務活動費の支出について本来の用途や目的に適うものであることを立証する必要がある。
- ・ 司法の判断により敗訴となった場合、県が裁判費用を負担し、返還対象とされた会派に対して裁判費用の請求も行えないため、国に制度の改善を求めたい。

※県議会の予算執行事務については、議会事務局の職員を知事部局の職員に併任し、知事の補助機関の資格を併せ持つものに補助執行させている。

本要望は知事の補助機関として国に要望を行うものである。

## 6 予定価格の上限拘束性の見直しについて【新規】



要望先 : 総務省

県担当課 : 入札課、入札審査課、出納総務課

### ◆提案・要望

WTO対象の入札案件については、日本の予定価格制度も踏まえつつ、諸外国における契約の相手先決定方法も取り入れ関係法令を改正するなど、予定価格の上限拘束性を見直し、一定程度の幅を持つ予定価格制度とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の建設工事においては、予定価格超過により入札が成立しない不落が発生しており、令和3年度33件（全発注件数に占める割合1.2%）、令和4年度42件（同1.6%）、令和5年度39件（同1.5%）、令和6年度速報値57件（同2.0%）と微増傾向となっている。
- ・ 予定価格については、地方自治法第234条第3項において、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする」とされており、予定価格の算出が義務付けられ、予定価格を1円でも超過すると、その応札者の札は無効となる制度である。
- ・ このため市場価格が急激に上昇している局面では、わずかな超過で落札者が決定されない状況が発生していると推察され、この場合には入札をやり直すこととなり、公共工事の投資効果が発現されないことから、国民に不利益が生じてしまう。
- ・ このような予定価格制度は我が国特有の制度となっており、諸外国においては、市場価格に柔軟に対応できる仕組みとなっている。
- ・ 以上のことから、特にWTO対象の入札案件については、予定価格制度を国際的な基準や市場の実態に合うよう柔軟に改善する必要がある。そのため、関連法令の改正などを通じて予定価格の上限拘束性を見直し、一定の幅を持たせた弾力的な制度とすることが求められる。
- ・ なお、令和6年度に（一社）埼玉県建設業協会が関東地方整備局に対して、「現在の入札制度では、予定価格の制限によって、適正な価格で入札しても落札が難しく、受注者の経営悪化や労働者の処遇改善を阻害している。市場価格の幅を考慮し、受注者が適正な利潤を確保できるよう、上限拘束性となっている入札制度について見直しを求める。」との要望を行っている。

# ■自治財政権の確立



## 1 地方税財源の充実・確保【一部新規】



要望先：総務省、財務省、経済産業省、国土交通省  
県担当課：市町村課、税務課

### ◆提案・要望

#### <国と地方の配分>

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。
- 特に、地方法人課税における税源の偏在について、特別法人事業譲与税制度が創設された令和元年度以降の自治体間における財政力格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を講じること。

#### <車体課税>

- (2) 車体課税については、令和7年度与党税制改正大綱において、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について検討し、令和8年度税制改正において結論を得ることとされたが、地方にとって貴重な財源であることから、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

#### <固定資産税>

- (3) 固定資産税は、市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、固定資産の保有と地方自治体が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わず、国の経済対策に用いないこと。
- (4) 生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置といった経済対策としての軽減措置は、その期限の到来をもって確実に終了させること。
- (5) いわゆる「駅ナカ」の商業施設と駅周辺の商業施設とが公正に競争できる環境を一層整備するため、複合利用鉄軌道用地の固定資産の評価に当たり、駅の通路等の利用形態が商業施設と同視できる場合には、当該通路等についても「運送の用に供する部分」ではなく、「運送以外の用に供する部分」に含めるよう、固定資産評価基準上、明確化すること。

## ◆本県の現状・課題等

### <国と地方の配分>

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は46対54であるのに対し、国と地方の税収の割合は62対38となっている（令和5年度決算額）。
- ・ 人口一人当たりの税収額の都道府県格差が最も大きい地方法人二税においては、令和元年10月に創設された特別法人事業税・譲与税制度により、6.3倍の格差が3.6倍まで是正されている（令和5年度決算額）。
- ・ しかし、地方税全体でも最大2.3倍（令和5年度決算額）の格差がある以上、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が必要である。
- ・ 特に、地方法人課税については、Eコマースの更なる進展等により、小売業のインターネット販売額が直近5年間で2.5兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。令和元年度に法人事業税の約3割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところであるが、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和3年度は5,513億円、令和4年度は1兆3,719億円、令和5年度は1兆5,920億円、令和6年度は1兆7,873億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約1.2兆円を大きく上回っており、東京都以外の道府県においては財源超過額が生じていない中、東京都との財政格差がさらに拡大している状況にある。また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び2.9倍に拡大し、依然として税源が偏在している状況にある。

### ○人口一人当たりの税収額の比較（令和5年度決算額）

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	6.3倍	3.6倍	2.5倍	2.3倍

### <車体課税>

- ・ 令和7年度与党税制改正大綱では、車体課税の見直しについて、「国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」こととされた。
- ・ 自動車関係諸税は本県の県税収入の約10.5%（令和7年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しは行われるべきではない。

### <固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占める重要な基幹税目となっており、固定資産税収に占める割合は、おおよそ土地42%、家屋44%、償却資産14%となっている。（令和5年度決算）。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。
- ・ 令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置は令和7年3月31日を期限としていたが、令和7年度税制改正において、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限が2年延長となった。
- ・ 駅敷地の固定資産評価に当たり、駅内部の店舗等の利用の実態に即して適正な評価が行われる必要がある。

## 2 地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債制度の廃止



要望先：内閣府、総務省、財務省  
県担当課：財政課、市町村課

### ◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や人件費などの地方負担増を適切に反映するとともに、物価高等による自治体サービス等に係る経費の増加も踏まえ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルール<sup>1</sup>の堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、令和8年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。また、仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。
- (5) 物価高の影響の長期化により対策を講じる場合は、物価高が全国的な課題であることから国において統一的に対策を講じること。また、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地方創生臨時交付金などにより地方が必要とする財源の全額を確保するとともに、交付限度額の算定に当たっては、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すること。

### ◆本県の現状・課題等

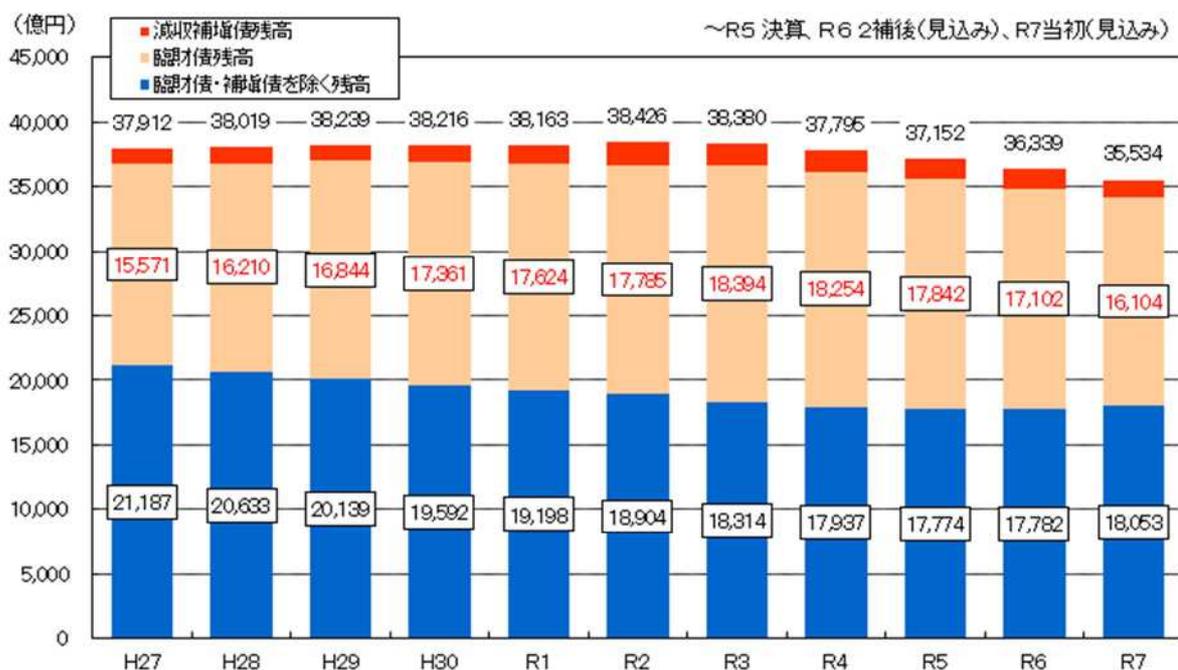
- ・ 令和7年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保された。また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円が確保された。
- ・ さらに、地方税及び地方譲与税の増収等を背景に、令和6年度に引き続き4年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から皆減となり、制度創設以来初めて新規発行額がゼロとなった。
- ・ 地方財政計画の規模、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額はいずれも過去最大を更新し、地方交付税は平成15年度以降では最大となる19.0兆円が確保された。加えて、臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなったこと、過去の国税減額補正に伴う精算等がなされたことは、地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。
- ・ 今後、社会保障関係費の増加のみならず、賃上げに伴う人件費の増加や物価高の影響など、地方の財政需要は更に拡大していくことが見込まれる。
- ・ こうした中、本県を始め、地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総

額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。

- ・ 臨時財政対策債については、平成13年度に3年間の措置として導入されたが、これまで延長の措置を重ねており、令和7年度には8度目の期限を迎えることになる。地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、令和8年度以降延長することなく、その制度を廃止すべきである。仮に廃止されない場合には、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないよう留意する必要がある。
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における交付限額の算定においては、物価高が全国的な課題であることを踏まえ、地方が実施する支援の内容に格差が生じないように、財政力にとらわれず、各地方公共団体に必要な額が配分されるよう考慮すべきである。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県債残高	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,795	37,152	36,339	35,534
対前年度増減	128	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲585	▲643	▲813	▲805
臨時債残高	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,842	17,102	16,104
臨時債を除く残高	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,541	19,310	19,237	19,429
対前年度増減	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲445	▲231	▲73	192
減取補填債残高	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536	1,455	1,377
臨時債・補填債を除く残高	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,937	17,774	17,782	18,053
対前年度増減	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲377	▲163	8	270
県債依存度(当初予算)	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.1%	8.5%	7.6%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

### 3 地方交付税措置のある地方債の期間延長等



要望先 : 総務省  
県担当課 : 財政課、市町村課

#### ◆提案・要望

- (1) 令和7年度から8年度にかけて制度終了が予定されている緊急防災・減災事業などの地方交付税措置のある地方債については、期間延長の措置を講じること。
- (2) 長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、制度の恒久化について検討すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、緊急防災・減災事業や長寿命化事業など令和7年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債については積極的に活用を行っている。(長寿命化事業は令和5年度決算額全国1位)
- ・ さらに今後、本県では、激甚化する水災害や地震に対する防災・減災対策など、多様化する課題に対応するために付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに着実に対応していく必要がある。
- ・ 一方、こうした多様な投資のニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、令和7年度から8年度にかけて制度終了の期限として予定されている。
- ・ 特に令和7年度末に終了する予定の緊急防災・減災事業債を活用した橋りょう耐震化については、平成8年基準より古く耐震補強の緊急性が高い橋が残り60橋あり、1年あたりの平均完了数は約8橋であることを踏まえると、これらは少なくとも5年以上の延長が必要である。  
また、令和7年度末に終了する予定の緊急自然災害防止対策事業債を活用した護岸の更新は、激甚化する大雨などによって新たに対策が必要となる箇所が毎年度60~80箇所発生しており、活用期限以降当面の間確実に必要となる。
- ・ 令和8年度末に終了する予定の長寿命化事業は、長寿命化計画に基づく計画的な改修に活用しており、今後、中長期的に継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ その他、学校などの公共施設の集約化や、脱炭素化に向けたLED改修や太陽光パネルの整備など、今後、多方面において投資に取り組むべき状況にある。  
なお、県内の市町村等団体においても、上記の地方交付税措置のある地方債については積極的に活用を行っている。
- ・ 地方交付税措置のある地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくため、有効な投資の財源となっている。
- ・ これらの地方債が全て予定どおり終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となるといった課題が生じる。

◆参考

○令和7年度から令和8年度に制度終了が予定されている地方債の本県の活用状況

単位：百万円

活用期限	県債名称	本県の活用状況		
		令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額
令和7年度末	緊急防災・減災事業債	5,723	13,316	17,293
	緊急自然災害防止対策事業債	8,862	8,188	14,284
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	12,002	12,278 <sup>*</sup>	12,153 <sup>*</sup>
	脱炭素化推進事業債	1,365	3,282	2,842
令和8年度末	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）	19,533	21,629	24,953

\* 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の令和6年度当初予算額の欄には令和5年度2月補正予算額、令和7年度当初予算額の欄には令和6年度2月補正予算額を記載

○令和7年度から令和8年度に制度終了が予定されている地方債の県内市町村等団体の活用状況

単位：百万円

活用期限	地方債名称	県内市町村等団体の活用状況		
		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額
令和7年度末	緊急防災・減災事業債	8,546	9,818	14,622
	緊急自然災害防止対策事業債	1,581	3,443	5,394
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	6,572	9,011	6,815
	脱炭素化推進事業債	-	-	760
令和8年度末	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）	6,722	8,621	10,505

## 4 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省  
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

### ◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するよう制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法制化に向けた道筋を示すこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

### <直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
  - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
  - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。  
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

### ◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	104 億円	114 億円	▲10 億円